

平成22年度 第1回 芦屋市環境審議会 会議要旨

日 時	平成22年11月8日(月) 19:00～21:20
会 場	北館4階 教育委員会室
出席者	<p>会 長：盛岡 通          副会長：立花 暁夫          委 員：北村 勝美, 幣原 みや, 城 邦子, 竹内 恵子,          林 まゆみ, 山崎 古都子,          伊藤 明子(欠席), 高橋 卓司(欠席), 津久井 進(欠席)          徳田 直彦(欠席)</p> <p>事務局：戸島技監, 谷崎都市環境部長, 砂田都市計画担当部長          下岡公園緑地課長, 林都市計画課長, 東まちづくり担当課長,          森位環境課課長補佐, 萩原環境課課長補佐, 越智環境課主査,          鹿島都市計画課主査, 柴田都市計画課技師</p>
会議の公表	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開    <input type="checkbox"/> 非公開    <input type="checkbox"/> 部分公開          &lt;非公開・部分公開とした場合の理由&gt;</p>
傍聴者数	0人

I 議題

<報告事項>

- 1 芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付状況等について (20年度・21年度)
- 2 第2次芦屋市環境計画実施事業の報告について (20年度・21年度)
- 3 第2次芦屋市環境保全率先実行計画推進状況の結果について (20年度・21年度)

<説明事項>

- 1 緑の保全地区の指定について

II 内容

1 開会

○森位課長補佐：ただ今から、芦屋市環境審議会を開催させていただきます。

早速でございますが、委嘱状の交付をさせていただきます。本来ならば、市長が出席をいたしまして交付を行うことにしておりましたが、急な公務で欠席いたしておりますので、技監から交付させていただきます。なお伊藤委員様、高橋様、津久井様、徳田様は本日、ご都合により欠席されております。

2 委嘱状交付

～各委員に委嘱状を交付～

### 3 技監挨拶

○戸島技監：技監の戸島でございます。本日は夜遅い時間から、また大変お忙しい皆様にご出席賜りましたこと、誠にありがとうございます。

また平素は、本市の環境行政のみならず市政全般にわたり、格別のご指導とご協力をいただいておりますこと厚くお礼申し上げます。また、この度は環境審議会委員にご就任のお願いをいたしましたところ、快くお引き受けいただき、重ねてお礼申し上げます。

芦屋市は、平成16年に「芦屋庭園都市宣言」をいたしまして、花と緑いっぱいのみちづくりを宣言いたしました。また平成20年には「芦屋市緑の基本計画」を策定いたしまして、まちなかの緑全般の目標と、それを実現するための施策を明らかにいたしました。また、平成21年には、市全域を景観法による「景観地区」として指定いたしまして、山・川・海に恵まれた芦屋の特性を生かした「芦屋国際文化住宅都市」のみちづくりに取り組んでいるところでございます。

委員の皆様におかれましては、2年間の任期でございますが、環境行政の基本的事項につきましてご審議を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

また、本市は今年市制70周年を迎えております。さる11月3日も記念式典を開催させていただいたところですが、来る11月13日の土曜日に、環境シンポジウムを、JR芦屋駅のすぐ北側にごございますラポルテホールで開催することを考えております。本審議会の盛岡先生に、パネルディスカッションのコーディネータをお願いしております。また、私どもの山中市長も基本講演とパネラーとしての出席を予定しております。

当日午後2時から開演でございますので、委員の皆様におかれましても、お時間の許す限りご出席賜れたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

また本日は、3件の報告事項と、1件の説明事項を予定しております。委員の皆様方の貴重なご意見を賜りたく、ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

### 4 委員及び行政職員の紹介

○森位課長補佐：それでは、次に委員の皆様及び本日出席しております行政職員の紹介に移らせていただきます。それでは名簿順に委員の皆様方に簡単に自己紹介をお願いします。それでは北村様からお願いいたします。

○北村委員：芦屋市環境衛生協会の会長をしております、北村と申します。よろしく願いいたします。

○幣原委員：芦屋市議会副議長の幣原みやと申します。この審議会は議会にとっても非常に重要な内容を含んでいると考えております。皆様のご意見をしっかりお聞きして、また審議にも参加させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○城委員：城邦子と申します。いつもお世話になっております。このたびは、芦屋ハーモニーライオンズクラブから誰か委員を、との仰せでございましたので出てまいりました。よろしく願いいたします。

○竹内委員：生活協同組合コープこうべの参与をしております竹内でございます。芦屋浜在住です。どうぞよろしく願いいたします。

○立花委員：立花でございます。私の立場は、9つある芦屋市のコミュニティスクールの、今、輪

番制で代表になっております。いかに行政側で「緑のまち芦屋」と称しても、市民がついていかなければ何ならないと思います。私の役目は9コミスクを通じてここで審議されたことやその内容を皆さんに伝える、そして必要があれば皆さんに協力をお願いするという役目でこちらにおります。よろしくお願いいたします。

○林委員：林まゆみです。兵庫県立大学と、淡路景観園芸学校で教員をしております。つい先日、芦屋市史の環境と景観編の章の担当編集委員として、また執筆をした者として、ここにおられる盛岡先生や山崎先生にもお世話になりながら、やっと印刷にまわせたところで、ちょっとほっとしております。よろしくお願いいたします。

○盛岡委員：盛岡でございます。よろしくお願いいたします。私は、芦屋の海洋町に住んでおります。今年の夏は非常に暑くて海洋町の木もだいぶ枯れました。私も口ではいろいろ言いながら、なかなか手足が動かないものですが、今年は水やりぐらいして木を残さないといけなくと考え、桜の木を4本だけ、息も絶え絶えですが生き残らせました。なんとか来年の春は花が咲くと思いますが、ようやく海洋町でも桜が咲くようになりました。少しでも市民としてお手伝いできることがあればと思っております。よろしくお願いいたします。

○山崎委員：山崎古都子です。非常に遠いところの教員をしておりますが、芦屋市在住で1971年から住んでおりますので、少しは「芦屋市民」を名乗ってもいいかと思っています。滋賀大学では、環境総合研究センターのセンター長もしておりました。あまり専門でもないのでお役に立ちますかどうか分かりませんが、よろしくお願いいたします。

○森位課長補佐：ありがとうございました。なお先ほども申し上げましたとおり、伊藤委員様、高橋委員様、津久井委員様、徳田委員様が欠席されておりますが、それぞれのかたの所属等につきましては、お手元の資料にございます委員名簿をご参照ください。

それでは引き続きまして行政職員の紹介をさせていただきます。

～行政職員の紹介～

## 5 会議

### (1) 会長・副会長の選出

○森位課長補佐：それでは、次に正・副会長を選出したいと思います。

芦屋市環境審議会規則第4条の規定で会長、副会長は委員の互選によって定められておりますが、いかが取り計らいましょうか。

○山崎委員：僭越ですけれども、推薦をさせていただきたいと思います。非常に長い間、会長をしていただいております、長いご経験と深い見識をお持ちの盛岡先生にお願いできればと思うのですが。

○森位課長補佐：ありがとうございました。ただいま、山崎委員さんのほうから、盛岡委員さんを会長にというご推薦がありました、そのように取り計らわせていただいでよろしいでしょうか。

～異議なしの声～

それでは、盛岡委員様、どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き副会長の選出をお願いしたいと思いますがいかがさせていただきますでしょうか。

○北村委員：コミスク連絡協議会の立花委員さんが適任ではないかと思っています。

○森位課長補佐：ありがとうございます。ただいま北村委員さんのほうから立花委員さんに副会長

とのお願いしては、との声がございましたがいかがでしょうか。

～異議なしの声～

では、副会長は、立花委員様にお願いいたします。

## (2) 会長・副会長 就任挨拶

- 森位課長補佐：それでは、盛岡会長の方からご挨拶をお願いいたします。
- 盛岡会長：今まで会長を務めさせていただきましたので、そろそろリタイアすべきかとも思っておりましたが、もう1期務めろとのことですので、副会長の立花さんと一緒に環境審議会の発展のために力を尽くしたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 森位課長補佐：ありがとうございます。それでは、副会長の立花様からもご挨拶をお願いいたします。
- 立花副会長：何年か前にも、うまい巡り合わせで、盛岡先生と一緒にやらせていただきましたが、また輪番制で巡ってきました、こうしてご一緒することになりました。  
気合を入れて、いかに市民に協力をいただくかということ念頭においてやっていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。
- 森位課長補佐：ありがとうございます。それでは盛岡会長様のほうで、議事の進行をよろしくお願いいたします。

## (3) 委員出席状況の報告

- 盛岡会長：では、事務局のほうで出席状況の報告をお願いします。
- 森位課長補佐：委員定数のうち、8名の委員様にご出席いただいております。  
環境審議会規則第5条の規定で、会議は過半数以上をもって成立となっておりますので、本会議は成立しております。

## (4) 署名委員の指名

- 盛岡会長：署名委員については、名簿順に2名のかたをお願いすることになっております。本日、伊藤委員様にご欠席ですので、北村委員様と幣原委員様にお願いしたいのですがよろしいでしょうか。～両委員同意～では、よろしくお願いいたします。  
本日傍聴者のかたはおられますか。
- 森位課長補佐：今のところございませんが、原則公開ということになっておりますので傍聴の方がお見えになられましたら、諮らせていただきたいと思います。
- 盛岡会長：よろしくお願いいたします。

## (5) 議事

<報告事項>

- ①芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付状況について
- 盛岡会長：まず、①の芦屋市緑化等環境保全助成金の交付状況等についてご報告をいただきたいと思います。
- 立花副会長：ご説明を聞く前に、先に資料を予習しておりましたなかで少し分からない所があり

ますので、説明をお願いします。この助成金というのは、あちこちに助成しておられますが、どのように決めて、どういう流れになっているのかということをご説明いただければ聞きやすいのですが。

○盛岡会長：では今お尋ねのあったように、この助成金がどのようになっているのか、その背景も含め、分かりやすく説明をお願いします。

○森位課長補佐：その前に一言だけお断りを申し上げます。今回、平成20年度、21年度の2カ年のご報告をさせていただきますが、本来なら、20年度の報告は21年度の審議会に、21年度の報告は22年度の審議会に説明する所ですが、21年度は事務局におきまして、委員の改選がスムーズに進めることができなかつたこともございまして、今回まで延びたことによるものでございます。たいへん遅くなりましたこと、この場をお借りしましてお詫び申し上げます。では担当のほうからご説明させていただきます。

○下岡課長：ではご説明いたします。お手元の資料の①が平成20年度芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付状況について、資料②が平成21年度の交付状況について、でございます。

ご報告に先立ちまして、副会長のほうからお尋ねがありました、どのような要綱で実施しているのかということについてご説明いたします。この助成金は、神戸製鋼から火力発電の設置に伴い年間300万の補助金をもらっており、これが原資となっております。目的については、芦屋市域における環境保全の取り組みを推進することを目的としており、対象は芦屋市域における市民及び事業者です。一度助成を受けたかたは再度助成金を受けることはできません。

内容は、まず(1)緑化・植樹事業として、①生け垣緑化、②壁面緑化、③駐車場緑化、④屋上緑化、⑤記念植樹、⑥シンボルツリー、次に(2)ビオトープの設置、(3)環境教育として、パソコン・図書の購入などが対象になっています。助成額は全体にかかった費用全体の2分の1を限度とし、上限は20万円です。

手続きですが、毎年4月1日から5月15日の間に募集を行い、その年度1年間の事業について助成を行います。この助成事業は、平成17年度からスタートし、6年目となる平成22年度で終了となっております。以上が制度の内容でございます。

○立花副会長：1点確認させてください。コミスクで、市民のかたから聞かれた場合にお答えできるように質問するのですが、4月1日～5月15日に受け付けた後、その中でどれを対象にするかは、誰が、どういうシステムで決定するのですか。

○下岡課長：4月1日～5月15日に広報等で募集をし、予算の300万を超えた場合は抽選となりますが、今まで抽選となったのは、平成17年度だけでした。満額になりませんで、春に募集をした後に秋に再募集をかけたときもありましたが、それでも予算を超える応募はありませんでした。

○立花副会長：そんなものなのですか。

○盛岡会長：あまり応募がなく、いっぱいになることがないようですね。皆さんご存知ないのか…。

○立花副会長：わかりました。報告の続きをお願いします。

○下岡課長：～平成20年度及び平成21年度の助成金の交付状況の報告～

○立花副会長：シンボルツリーとはどんなものですか。

○盛岡会長：(資料の写真を示して)このようなものですよ。

○立花副会長：なるほど。わかりました。

- 盛岡会長：誤解のないように確認ですが、資料に写真が載っているのは、全部補助で出来たものではないですね。この一部ということですね。20万円でこんな立派なものではないですから。
- 下岡課長：そのとおりです。
- 盛岡会長：では今、説明いただいた件について皆さんからご意見をうかがいたいと思います。実は、以前私は、補助をうけた生け垣等について、これはこの補助を受けたものですよ、ということが分かるようなパネルでも付けてもらったら、という意見を申し上げたことがありますが、事務局のほうではそれは考えていないとのことでした。
- この制度は、平成22年で一応終わるのですね。年間300万、7年間で合計2100万円をかけて、少しこんなふうに変りましたという記録は残るのですが、今後のメンテナンスまではフォローできない、そんな状況になりそうです。
- そういったことを含めて、どうですか、皆さん何かご意見があれば。
- 幣原委員：先ほど副会長さんも、「市民の力」ということをおっしゃったように、今後は、民間の緑地をいかに増やすかということを目指していくことになると思います。この助成金は今年度で最後ということですが、事業をやめるなら、お金を出すのではなく、「芦屋の緑を増やそう」と、市民のかたに自発的に思っただけのような仕掛けといいますか、そういった代替りのものを何か考えておられますか。
- 盛岡会長：市政全般として、生け垣緑化事業など民地側の緑化を促すような事業は何かありますか。何かご説明があれば。
- 下岡課長：平成17年度からこの助成金の制度を開始しておりますが、平成16年度までは「芦屋市生け垣等設置助成金交付要綱」という要綱に基づきまして、主に生け垣についての助成を行ってまいりました。それは、今のコンクリート塀、フェンスなどを撤去して生け垣を作る場合、また新たに生け垣を作る場合などに補助を行ってまいりました。
- 先ほどお金ではないものを、というご意見もありましたが、今のところ、来年度から、またこの生け垣助成的なものを還元したいと考えております。
- 盛岡会長：確認しますと、平成16年度までは生け垣助成をやっていた。平成17年度からはこの制度に置き換えられた、そういうことですね。それでこの制度が平成22年度で終了するので、来年度からは、また何か制度的な枠組みを思案中である、ということですね。
- 下岡課長：そのとおりです。
- 幣原委員：次の制度を検討中とのことですが、「助成金を出す、お金をもらえるから緑にしましょう」というのには、どうしてもスケールの限界が予想されると思います。やはり自主的に緑を保全したいという心を持つような啓発を併せて施策の中で考えていただきたい、ということを希望として申し上げておきます。
- 盛岡会長：全市景観地区の指定によって、民地に生け垣に類するような緑を増やして景観的にいいものにしていきましょう、ということについて分かりやすい説明のようなものは市民向けに示されていますか。
- 東主幹：全市景観地区につきましては、もともとあった「芦屋市都市景観条例」に基づく大規模建築物の取扱いのルールを基本的に移行したものになります。その部分で、景観地区については建物の規制をするものになりますので、緑化に関する規制ということは謳えないことになります。
- 盛岡会長：規制ではなく、誘導もないのですか。

○東主幹：もちろん景観を話題にするなかで緑は欠かせないものですので、通り外観という建物と関係する景観のなかで一定の規定を設けておりますが、数値的なものはないということです。ただ「芦屋市住みよいまちづくり条例」の中で、緑地の規制はございますので、こちらで規制をしていくことになるかと思えます。

全市景観地区は昨年7月から施行していますが、今年11月1日から、緑ゆたかな芦屋川沿岸の景観を保全するため、JR以南の芦屋川沿岸を「芦屋川南特別景観地区」ということで、別途景観地区として指定させていただいております。その審査基準としましては、芦屋川に面して間口の3分の2以上を緑化していただくもので、木の大きさなどにより何mを緑化したことになるとか等の基準はいろいろありますが、理屈として3分の2以上を緑化していただくことを運用基準としております。

また、JR以北の北側部分についても、現在事務局のほうで、たたき台としての案をつくっているところがございます。

○盛岡会長：よくわかります。ただこういった規制は既存建築物には適用されないの、「そういう基準があるなら、私達も協力しましょう」という方々を促し、または応援する制度ができないものかと思えます。それについては恐らく市も考えておられるでしょうが、今すぐではないということなのでしょうか。例えば20万円でも補助があれば、考えてみようかというかたもおられるのではとも思いましたが。

○東主幹：芦屋川南の景観地区の指定に当たりましては、平日の夜と日曜日に住民説明会を2回させていただきましたが、その中でも、市として緑化の施策を出すなら、助成制度もセットで出すのが筋ではないかというご意見もありました。

ただ基本的には、芦屋川沿岸は県条例で第3種風致地区になっておりますので、敷地の30%の緑化については、もともと制度があるものです。今回は、その緑化の部分なるべく芦屋川の方向に寄せていただきたいというもので、この景観地区をもってさらに緑化規定を上乘せするというものではありません。しかしながら、このあとご説明する緑の保全地区の指定もそうですが、芦屋市として緑化の施策を打ち出している以上、緑化助成の考え方を整理する中で、何らかの優先的な取扱いができたなら、現在検討中でございます。

○盛岡会長：ありがとうございます。

○北村委員：この300万の助成金についてですが、火力発電所の煤塵が市民に与える被害について、当時、私も市民団体と一緒に神戸製鋼へかけあった記憶があります。もし今後、これ以上の被害が起こった場合には、また改めて神戸製鋼にその対応策を立てさせるという話ができるのでしょうか。それとも、助成金をもらって、もうこれで終わりということですか。

○盛岡会長：助成金と煤塵は直接関係がないといったほうがいいのではないのでしょうか。神戸製鋼側も事業をするうえで、地域との良好な関係を築くうえで緑化を促進する意味で助成金を出されているのであって、煤塵があるからというような因果関係は議論されていなかったように思います。

○北村委員：何の関係もないとはいえないのではないですか。大企業が何も無いのに大きな助成金を出すのは想像できにくいですから。やはり何らかの意味があつてのことと、私自身は思います。

○盛岡会長：事務局としてはどうですか。

- 森位課長補佐：煤塵が市民の健康に与える影響というお話がありましたが、市内では、大気の状態について、365日、毎時間測定をしております。煤塵という項目ではありませんが、いわゆる浮遊粒子状物質であるSPM、窒素酸化物、硫黄酸化物の濃度などについては、常日頃から把握をしております。行政のひとつの目標としては、環境基準がありますので、まずそれを達成できているかどうかということになります。平成21年度については、先の項目につきましては、基準を超えているという項目はございません。発生源として神戸製鋼所だけを確認しているわけではないですが、これからも常時監視を続けていきたいと思っております。
- 盛岡会長：よろしいでしょうか。では他にご意見のあるかたは。
- 林委員：平成22年度で助成が終わるとするのは、財政的な問題でしょうか。
- 下岡課長：神戸製鋼との当初の話の中で平成22年度までということは決まっております。そこで平成22年度までは市の支出を押さえ、神戸製鋼さんの寄付金を助成金に充てさせていただいたということです。来年度以降は市の自主財源ということで、この財源を捻出しなければならないということになります。
- 林委員：来年度からも一応継続はされるということですか。
- 下岡委員：する予定でございます。市の独自財源でやります。
- 林委員：費用対効果といいますか、結果としてかなり経済的に余裕のある方に助成金を交付していることになるのではと思います。300万のお金があるなら、もう少し市民向けの啓発的なもの、例えば緑化に努力しておられるところを顕彰するなど、やり方を考えられてもよいのではないのでしょうか。
- 盛岡会長：例えば公園であれば、植樹をすとか清掃活動に対して補助をするなどの方法があるかと思いますが、民地ということではどうでしょうか。例えば通りから見える景観など、民地であっても公的な部分までが限界の線かなという気がします。その限界の線までをどんな枠組みでこれからも継続してやるか、そしてその結果を評価して、財産目録も作って、10年後、20年後にはこれだけの成果があったというように、積み重ねていくことが大切だと思います。難しいですが。
- 林委員：通りから見える民地の景観を対象に表彰をすとか。それなら費用はかかりませんし、賞を貰ったという宣伝効果もあると思います。限られたお金ですので、それが有効に活用されるよう、もう少しいろいろな制度や取組を研究されたらどうでしょうか。
- 下岡課長：実情としては、新築をされるときに申請をされるケースが多いので、実際の植樹等にかかる費用の総額は、百万とか何百万とかのレベルになっています。ただ上限20万円の補助というのは他市と比べても高額ですので、1件を10万程度にして、もっと広く助成することも考えたいと思います。
- 林委員：芦屋は個人の素敵なお庭が多いので、ガーデンコンテストなどをして表彰をすとか。もっと効果的なアピールの仕方があると思いますが。
- 盛岡会長：市でオープンガーデンはやっておられますよね。
- 林委員：オープンガーデンといっても個人のおうちは少ないのではないですか。市民花壇とか公共スペースが多いのではないのでしょうか。
- 盛岡会長：個人もかなり出しておられますけれどもね。私のまわりでも。市もせっかくいろいろなメニューをお持ちですから、それを有機的に繋げる知恵を出していただければと思います。



○山崎委員：密集住宅地などのように、現在緑がないところに対しては、このような助成制度も一定の効果があるでしょうが、今まである民地では建替えや所有者が代わるときに急速に緑がなくなっていく、そういうところには効果を上げていないのではないかと思います。十分場所があるところでも敢えてコンクリート化してしまう、そういった状況で民地の緑がなくなっています。

また船戸町が典型的な例だと思いますが、1つの敷地が個別にマンション化していています。全体を計画的に広くマンション化するなら全体の中で緑地を確保できるかもしれませんが、個別にマンション化することによって、緑が極端に失われる現象が起こり、有機的な雰囲気がかたくな無機質化しています。そういうことに対してはあまり効果を発揮していないのではないのでしょうか。まだ今は歯止めが利く状況ですので、緑を残していく施策があればと歯がゆい思いをしています。

○盛岡会長：いろいろご意見があつてなかなか結論は出ませんが、この際ご意見はすべてお出しください。

○林委員：平成16年度までの生け垣制度のときはたくさんの応募があつたのでしょうか。

そこであまり効果がなかつたのなら、また同じ制度に戻すのはどうかと思います。それから、先ほど山崎先生からお話がありましたが、私はマンション化よりも駐車場化しているところがすごく多いように感じます。駐車場にグリーンを敷くとか、そういうものを加えておけばかなり市内の雰囲気はかわるのではないかと思います。

せつかくの庭園都市ですので、みんなが納得し参加したいと思うような方向にお金を使ってほしいと思います。

○盛岡会長：事務局どうでしょうか。過去の生け垣助成については。

○下岡課長：平成16年度までの生け垣助成ですが、限度額40万円と、阪神間でもかなり高額な助成でございました。対象は新しく作る場合のほか、コンクリート塀を壊して生け垣を設ける場合となっており、駐車場緑化やシンボルツリーなどは対象となっておりませんでした。完全に生け垣のみを対象とした助成でございました。

○盛岡会長：件数はどうでしたか。

○林課長：当時公園緑地課におりましたので、私から件数を申し上げますと、平成15年度に11件、16年度に14件でございました。それ以前は、震災で失った緑を戻そうとかなりの額の申請があり、多い年では、合計2千万円近くを助成した年もありましたが、年数とともに震災復興も落ち着き、段々件数が減ってきたというような状況でした。そういったことから、生け垣助成はいったん廃止し、この神戸製鋼の制度と統合したというような流れでございます。

○盛岡会長：やはり緑はストックですから、助成を受けて、このように変わってそれが維持されているということになって、初めて市民の財産になるわけですから。

○下岡課長：詳しい資料が出てまいりましたので報告します。平成15年度は、助成件数11件、助成金額は239万8000円。平成16年度は、14件で171万8000円でございます。やはり補助内容が限定的ですので、少なめだったのかと思います。

○立花副会長：当時の担当のかたにお聞きしますが、たくさん申請が来て困ったということはありませんか。それとも思ったより少なかったですか。

○林課長：平成15年度、16年度についてはやはり少なかったと思います。それ以前、特に震災直後はかなりの件数がありまして、市で賄いきれない部分は、県民まちなみ緑化という事業があ

りましたので、それと合わせてやっておりました。

- 林委員：アイデアですけど、例えばニュージーランドのクライストチャーチではオープンガーデンをやっていないところでも、勝手にコンテストをして勝手に賞をあげたりしています。全部で22部門あって、広い庭、狭い庭、商業的な庭、アパート、フィットネスクラブなどいろいろな種類の賞があります。芦屋でいえば、例えば「素晴らしい生け垣で賞」などを設けるとか、シンポジウムにしても市民がお互い啓発されるようなものを開催するとか、そういう啓発に力を入れてはどうでしょうか。芦屋の今ある住宅の緑を再評価して、それを保全するような仕組みのほうに効果的ではないでしょうか。
- 盛岡会長：我々審議会としては、こういったアイデアを事務局に受けていただいて、緑の市民活動をやっているかたはたくさんおられ、それぞれネットワークも持っておられるので、市としてそういった活動に対してどんな支援ができるのかを一度考えていただければと思います。行政が全部をすることはできないし、市民の方のほうがよく分かっておられるわけですから。
- 戸島技監：先ほど、盛岡先生から11月13日の環境シンポジウムのご紹介がありましたが、市民の廣井さんというかた、淡路の景観学校の研修生でもあったかたなんです。市民の中の中心みたいな形になって、オープンガーデン等の活動もしておられます。また今度のシンポジウムでも市民委員としてご参加いただくことになっております。やはりこれからは参画と協働がテーマでございますので、立花副会長さんもおっしゃったように、市民のかたの力をお借りして、そのなかで行政としてどう対処していくのが課題であることを考えていますので、そういう方向で取り組んでまいりたいと思います。
- 盛岡会長：よろしく申し上げます。では報告事項①の緑化等保全事業助成金をきっかけに民地側の緑を作っていくことについてご議論いただいたということで、この議題を終わらせていただきます。

## ②第2次芦屋市環境計画実施事業の報告について 及び

### ③第2次芦屋市環境保全率先実行計画推進状況の報告について

- 盛岡会長：次に報告事項②の第2次芦屋市環境計画実施事業の報告についてですが、これは③の第2次芦屋市環境保全率先実行計画推進状況の結果について、と関連する内容になると思いますので、続けてご説明をいただけますか。
- 萩原課長補佐：～第2次芦屋市環境計画実施事業の報告資料の説明～
- 越智主査：～第2次芦屋市環境保全率先実行計画推進状況の結果資料の説明～
- 盛岡会長：ありがとうございました。ではこの2件につきましてご意見を伺います。
- 幣原委員：環境施策が大変重要であることは、もちろん大前提ですが、今年のように、異常に暑い夏が来ると、エアコンの設定温度を下げようとしても難しい場合がありますし、庭の木が枯れそうになると、水も例年よりたくさん撒かなければならない、ということも起こります。統計上で数字だけを追いかけると、効果が上がったときや上がらなかったときが出てきてしましますが、こういった外的な要因も影響してくると思いますので、意識がどれぐらい浸透しているのか等の項目も指標化して採用していただければと思います。
- 立花副会長：私も同意見です。具体例を申しますと、私は宮川小学区でコミスク活動していますが、例年は、教育のため、体育館ではエアコンを入れずに活動するというルールを作っていました。

た。ところが、この夏は暑すぎて子どもが倒れてしまいました。それで、ある一定温度になったらエアコンをつけることを許してもらいました。我々社会教育の活動をしている立場から言えば、数字を守るために、その活動が阻害されることはどうなのかという思いもあります。報告を作られるときに、例えば備考欄でも設けて、異常気象であるとか、特殊な要因をあわせて記入していただければどうでしょうか。

○盛岡会長：事務局としてはいかがでしょう。

○越智主査：おっしゃるとおりです。今後については、気象条件などで顕著な要因については記載していくようにしたいと思います。

○立花副会長：それで数字が上がっても、説明がつくことであれば市民も納得すると思います。

○竹内委員：省エネ、省エネといってみんなが努力することもそろそろ限界に近づいてくると思います。努力だけで前年比マイナスを続けていくことはとても難しいことですので、省エネ機器を積極的に導入していくことなどをお考えいただけたらと思います。

○越智主査：実は第2次率先実行計画は、本年度までの5カ年の計画で、現在来年度からの第3次率先実行計画を策定中でございます。その策定業務はコンサルにお願いしておりますが、策定にあたり、先日、宮川小学校、体育館、環境処理センターを対象に省エネ診断を実施いたしました。その中で、例えば設備機器の効果的な使い方や設定の仕方、設定をこう変えればこのぐらいの効果があるなどの試算もいただいておりますので、それらを内部で展開しながら、まだまだ一部ですが、省エネ機器の導入についても検討していきたいと思っております。

○立花副会長：ぜひよろしくをお願いします。

○林委員：資料4の芦屋エコライフの普及のあたりについてですが、「芦屋川に魚を増やそう会」などずいぶん長く活動されておられますし、他にも奥池の湿地の保全活動とか、神戸側の、一部芦屋にも掛かっていると思いますが、ススキが原の復元とかいろいろな活動が行われています。こういった生き物とのふれあいとか、植物環境の保全活動について、もっと支援していただけたらと思います。

私が市史の編集で芦屋の自然をまとめたとき、芦屋の自然がすごく変化していて、生物多様性が失われているという危機感を感じました。できることについては、できるだけ自然環境の保全を図っていただきたいと思います。

○盛岡会長：報告を見ると、毎年、書かれている内容が定型化してきているように思います。前年の担当から引き継がれたことを、そのままこなすことが業務になっていきがちですが、状況が変わったときには、それを書き込んでいくことをしていただきたい。

例えば今年度は、名古屋で生物多様性の会議がありました。22年度のことは21年度の報告には関係ないということではなく、22年度の途中であってもその関係のことは入れるとか。或いは、この間、市内では既に太陽光パネルの導入がかなり進んでいるはずですが。行政がそれを数値的に捉えることはできなくても、全体として市民が温暖化対策に協力しているわけですから、少しそういった記載も入れるなど考えていただきたいと思います。

また、率先実行計画の中で、たしかに電気の使用量についても多い施設があります。例えば環境処理センターなど、これはブロアーとかエアレーションを使っている関係で仕様がないのかと思いますが、一方で処理センターには、せっかく太陽光パネルをつけているのに、そんなことはまったく記載されていませんね。何キロワットぐらい発電しているのか、発電したものを何

に使っているのか、それが市民には見えてこないもので、実行計画の中に、その種のものもぜひ記載していただけたらと思います。

今申し上げたのは、いわば一つの例で、要は、仕事が定型化しないように、ということをお願いしたいと思います。

○林委員：私はどうしても自然環境のところに目が行くのですが、資料4の4ページのところ、松くい虫の被害防除事業については、今六甲山ではナラ枯れがすごく問題になっていますので、ぜひ続けていただきたいと思います。それから情報提供ですが、神戸市では六甲山の環境保全に重点を入れていくような動向があるようですので、ぜひ連携して取り組んでいただけたらと思います。

○盛岡会長：そうですね。神戸市さんは、マスタープランの改定に合わせて、生物多様性のプランを同時に作っておられますが、芦屋市さんクラスの市になると、スタッフも限られるし、なかなか難しいところはあると思います。それだけに、業務の定型化に対してもっと鋭い感覚を持っていただいて、1人ひとりが工夫していただかないといけないと思います。何も新たに計画を作れというのではなく、1人ひとりが世の中の流れや、新しい動き、市民の要求というものに応えられるように仕事をしていただきたいと思います。これはお願いになりますが、市民あつての行政ですから。

○山崎委員：細かいことですが、紙資源回収量の推移についてお聞きします。他の項目は使用量の減少ですから分かりやすいですが、紙資源については、紙そのものの使用量が減れば当然回収量も減りますよね。入と出のところについて情報がありましたら教えてください。回収量が増えたといっても、使用量を一定にした比較で回収が増えているならよいのですが、単に使用量自体が増えていることを反映しているのではないかということがまず一つです。

それからさらに細かいことですが、表の書き方について、表8の各年度の紙資源回収の推移のところで、21/17とか、21/20という表記がされていますが、実際は、21年度の数字を17年度で割ったものではなく、増加分を割ったものですよ。

○越智主査：そうです。増加分になります。

○山崎委員：それなら、やはりちょっと分かりにくいので注釈があったほうがいいのかと思います。先ほども同様の話がありましたが、せっかく努力されているのですから、それが反映されるような表の書き方を考えていただけたらどうでしょうか。

○盛岡会長：例えば、資源ということでは、国のほうは、第2次の循環型社会形成推進基本計画ということで、平成20年に改定がありましたね。そのときに当然ながら排出側の指標だけではなく、インプット側の指標も考えないといけない、と同時に、国では1人辺りのごみの排出量という概念を少し変えつつありますね。回収量としてリサイクルを増やしても、排出量自体を減らさないという意味がないというふうにシフトしてきています。芦屋市もそういう方向にドライブをかけていけないといけないと思います。

別に今の計画を作り直せというわけではなく、そういうことをウオッチしているということを示してほしい、小さい市は小さい市なりに頑張ってもらいたいということをお願いしたいと思います。というのは、先週、北海道の下川町という人口3000人ほどの小さなまちに行ってきました。このまちは環境モデル都市になっているのですが、小さなまちのことで職員も限られていますが、目を輝かせて仕事をしてもらいました。そういうのを見ると仕事は工夫だなと思います。

ではさらにご意見を伺いたいと思うのですが、どうぞ。

- 立花副会長：私がひとこと言いたいのは、数字の表を整理されるのはいいのですが、この年はこんなことがあったからこうしましたということが書いてあれば、それが分かれば、私は市民に説明しやすいと思うのです。遠慮なくそのあたりのこと盛り込んで書いてください。それなら市民も分かりやすいし、我々もアピールしやすいので。
- 盛岡会長：この報告については、冊子を印刷するとなると、また大変と思いますが、ウェブ上で見ることができますか。
- 越智主査：市のホームページから見ただけです。
- 盛岡会長：では、資源ごみ回収の過去数年間の変化なども見ることができるのですね。
- 越智主査：はい。
- 盛岡会長：他にご意見はありませんか。ではこれで、環境計画と環境保全率先実行計画の報告についてのご意見を皆さんから伺ったということしたいと思います。

#### <説明事項>

##### ①緑の保全地区の指定について

- 盛岡会長：この緑の保全地区については大変重要な課題だとおもいますが、これは、本日は説明をお聞きして、ある時期に審議に入るといことでよろしいですか。したがって、本日はその手前の説明の段階であると、そういうことですね。
- 森位課長補佐：そのとおりです。
- 盛岡会長：では、資料7のご説明を、その背景も含めお願いします。
- 東主幹：まず、緑の基本計画のなかで早期に取り組む施策の1つとして、緑の保全地区の指定というものがございます。これは、昨年11月にご審議いただいて、第1弾として、浜芦屋町・松浜町地区と岩園町地区を緑の保全地区に指定をさせていただきました。今回はそれに続くもので、基本的には同じスタンスでの地区指定となります。

地区指定の対象ですが、第1種低層住居専用地域で建蔽率が40%のところ、建物がたっており一定余裕のあるところで、風致地区に入っていないところについて、緑の保全地区に指定できたらということで決めました。当初、トータル3ヶ年で予定をしておりましたが、今回残りの部分を一気に決めさせていただきたいと考えております。内容につきましては、今年1月にアンケートを実施し、その回答内容と現地の土地利用の特性を鑑みまして、前回の保全地区の内容と若干変えた形をお願いするものでございます。

今回は説明をさせていただき、縦覧を経た後、最終的に答申をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。では内容につきましては、担当からご説明いたします。

- 盛岡会長：では前回の地区との違いをしっかりと説明していただくようにお願いします。
- 柴田技師：～緑の保全地区の指定についての説明～
- 盛岡会長：確認ですが、前と違うところは、まず100㎡以下については基準を設けないということ。それから170㎡を挟んで10%と15%、これは前と同じですね。
- 柴田技師：同じでございます。
- 盛岡会長：それから500㎡以上が20%というのは。
- 東主幹：以前はその区分はありませんでした。

- 盛岡会長：そうですね。この部分は格上げしたんですね。
- 東主幹：そうです。下を設けると同時に上も設定させていただきました。これが現地の状況に合致したルールではないかと判断させていただきました。今回のような小さい敷地は、前回のところにはなかったものですから。
- 盛岡会長：この100㎡未満のものについては、容積率や建蔽率など、建築基準法の規定を満たしているんですか。
- 東主幹：一部既存不適格というものもあるかと思います。
- 盛岡会長：では、今は別に審議というわけではありませんが、ご説明を伺ったので、ご意見のあるかたはどうぞ。
- 山崎委員：3ページの緑化基準の植栽する樹木の基準について、風致地区にも同様の制限がありますが、高さ3.5m以上の高木を植えることになっています。しかし、風致地区に係るところで実際に私が経験したことによれば、高木は値段が高いです。大きくなる木でも幼木は安いけれども、既に高木に成長したものは高価ですし、根付きも悪いそうです。木は1～2年ですぐ成長するのに、なぜ敢えて植栽時に3.5mという制限がついているのかということをお尋ねします。
- 東主幹：基準としては、緑地10㎡につき植栽6本以上、うち高木を1本又は中木を2本以上、あとは低木又は芝でもよいということになるのですが、その考え方は植栽時に一定の緑の修景を造るということと、未来に対して一定の緑を継続的に保てるという、いわば保障ということとで定めさせていただいております。
- 山崎委員：私は実際に経験したから言うのですが、高木になる木を植える理由は分かります。でも何故、植栽時に高木に成長していなければならないのか。むしろ、将来高木になる木を7本植える方が、緑は絶対に増えます。実際に植木屋さんに行かれたら、分かると思いますが、値段が全然違います。しかも植える方に聞くと小さい間のほうが、根付きがいいとの説明だったので、どうして敢えて植栽時に3.5mにする必要があるのか納得がいかないのですが。
- 東主幹：基準を見ていただきましたら、高木最低1本又は中木を最低2本なので、高木なしで中木を2本にさせていただくことでもよいのですが。
- 山崎委員：高木にしてもいいと思いますよ。でも植栽時の高さの制限をつける必要が何故あるのかと思うのです。
- 東主幹：先ほども申しましたように、できた時点で一定の緑の修景を形成できている必要があると考えております。10年後には森になっていますということではなく、今の段階で一定の緑を確保しないと、緑量が目に見えて増えないということにもなりますので。この基準につきましては、南芦屋浜、高浜などの、今から開発しようとするところの基準に合わせております。率についても、アンケートでは風致地区と同等の緑化率をとというご意見もございましたが、既存の宅地について風致地区と同等というのはやや過度な規制になるかと思い、またこれから開発しようとするところも各々20%になっておりますので、一番上を20%とさせていただきました。
- 盛岡会長：植樹は最低1.5mを2本でもいいんですよね。
- 東主幹：そうです。
- 山崎委員：これについては、前から分からない制限だと思っておりましたので。木は、どんどん成長するので、なぜ敢えて植栽時の制限があるのか…。今もあまり理解はできていませんが、このぐらいで結構です。

- 東主幹：植栽の段階で修景が出来ているのが好ましいと考えておりますので。先ほどシンボルツリーの助成の話もありましたが、シンボリックな高木を1つ植えていただくのも、中木を2本植えていただくのも、どちらでも結構ですので、全体的な植栽計画の中で選んでいただければと思います。
- 盛岡会長：浜芦屋・松浜地区、岩園地区で、敷地170㎡以下の、極端に言えば100㎡ちょっとくらいのところで、ご苦労された案件はあるでしょうか？
- 東主幹：苦労と申しますか、案件数としては、昨年で6件、今年度3件で、あわせて9件ございまして、うち新築が7件、移植が1件、増築が1件になります。
- 盛岡会長：それはすべて基準を満たすように指導されたのですか？
- 東主幹：はい。ただ風致地区の半分ですので、過度な基準ということではないと思います。ただまったく植えておられないところもあるにはあります。維持管理にお金がかかるとか、駐車場にするのに雑草が生えると困るとか、いろいろな理由があって何も生えない状態にされる場合がありますが、それはやめてくださいとお願いをするなかで、皆さんが、一定緑に関しての役割を担い、全体の底上げをするという意味でさせていただきました。
- 中には、先ほどもありましたように、風致地区と見紛うような植栽をされているところもございまして、そういう意味で「緑の保全」ということを基本に考えさせていただきました。
- 盛岡会長：なるほど。今回は風致地区との違いなどについてここで説明されなかったもので、15%でもよいかと思いましたが、やはり緑を守る側、育てる側からしたら20%にすることはよいことだと私は思います。皆さんの中で5%を上げることに、担当の皆さんのなかで逡巡される部分はありましたか。
- 東主幹：先ほども申しましたアンケートの中で、風致地区相当の30%を基準にすべきという声があるが前回の地区よりも数段多いこともあり、また100㎡以下の区分を設けるなら、上も設けたいという考えもございました。
- ただ、あくまでもこれは案ですので、縦覧の中でご意見をお聞きし、結果的に20%はだめだということであれば修正せざるを得ませんが、私どもとしては、アンケート調査と現地の実態を勘案して、このような案とさせていただきました。
- 盛岡会長：大変よくわかりました。ぜひそうあってほしいと思いますが、175㎡以下100㎡までと、100㎡未満の狭小な宅地の分布を見ていると、これは一団の土地が分割されたのではないと思われる部分もあるのですが、そういうところも、前の持ち主の立場から考えると、恐らく個人の自由だという意見もあるでしょう。そういう場合は、説明にいても、なかなか理解してもらえないのではないかと思いますね。まあ私がここでそのようなことを慮ってもしようがないのですが。では他にご意見があるかたは。
- 林委員：私は東灘区に住んでいますが、60坪かそれ以上の宅地が売りに出るときは、業者さんは、割れる状態なら必ず2つに割るんですよね。敷地100㎡というのは、一般的には狭小といえるのでしょうか。
- 東主幹：100㎡の敷地でしたら、建蔽率・容積率がそれぞれ40%・80%ですので述べ床面積は80㎡になります。
- 林委員：それでも十分緑はとれるのではないですか。業者さんも地下駐車場にしたり、工夫をされるので、スペースはあると思います。100㎡未満を対象外とするのはリスクが大きいのでは

ないですか。まずそれが1点。もうひとつは、韓国では屋上緑化や壁面緑化について、0.8とか0.6を掛けて緑地に換算するシステムがあります。

芦屋市でもあれだけ生け垣緑化といわれるなら、生け垣のたて面積も換算できるようにするなどもう少し融通をきかせることはできないでしょうか。大きな家にたくさんの緑があることはもちろんいいことですが、小さなうちに緑がないのは問題ではないかと思います。

○盛岡会長：大変いいご意見ですね。

○東主幹：我々といたしましても、敷地に対する率ですので、出来るものなら狭小宅地についても、それぞれの割合に応じて緑を植えていただいて、皆さんで緑を増やすという役割分担をしていただきたいという思いはありますが、何分、現状を見ると厳しいものがございます。そこで今回、上の基準を設けると同時に下の区分を対象外とさせていただきます。

100㎡の宅地ですと住居が40㎡。駐車場を15㎡くらいとると、合計55㎡になります。低層地域ですから周囲は1m空けないといけない。その1mにぐるっと植えたらいいというご意見もあるのですが、かなり、かつかつの状態になってしまいます。そこまで求めるのはどうかということで、今回の選択をさせていただきました。

○林委員：現状では、100㎡未満の緑化率はどうですか。

○東主幹：工夫をされて、あるところはあります。もちろん地植えもありますが、場合によっては鉢植えなどをされて、ぱっと見の緑はそれなりに豊かにみえるところもありますが、大抵の場合は難しいです。それを今回、こういう基準を設けたからやりなさいというのは、逆に「現状をちゃんと見たのか」といわれかねないという危惧もございます。

○山崎委員：先ほどの話を蒸し返すようですが、木の高さを制限するとそうなりますよね。

○盛岡会長：基準が2種類しかありませんからね。

○山崎委員：まさに緑という表現でいえば、狭小宅地でも可能ではないかと思います。高木を植えるとか窓の高さより高い木を植えろということになると、それは大変になるでしょうが、緑で覆うという表現ならば、狭小宅地でも緑化を進めていくことができます。既存不適格の問題とこれから建てる住宅とは別の問題だと思います。既存不適格の場合は、そこへどうやっていくかということは確かにありますが、これから建っていくものについては、緑も重要な要素だということを知っていただけたほうがよいと思います。

○盛岡会長：そうですね。

○砂田参事：100㎡の敷地で残地60㎡というのは、絶対数として少ないです…。

○山崎委員：その前にお尋ねしたいのですが、芦屋市はたしか、最低宅地の規定がありましたよね。100㎡でしたか。

○東主幹：170㎡です。

○山崎委員：新しく建つものについて、その最低宅地面積の歯止めがかかるということにはならないのですか。

○東主幹：これは新たに土地を割るときに基準ですので、既にある宅地について、170㎡にしろということにはなりません。既にあるこれに満たない宅地については、建替えも可能です。

○砂田参事：先ほどの話ですが、100㎡の敷地なら、残り60㎡の土地に設備関係を設けなければなりません。ガレージや空調機器、一般的には物置なども作られるでしょう。そういうことも考慮すると、絶対的な面積が苦しくなってきます。そのなかで、空いた部分を緑化してください



となると、住まれるかたの空間というものが厳しくなってきます。

○林委員：私の家の近所などは、開発されたところで、26坪くらいの家がたくさんたっていますが、上手に緑を取り入れられています。新しく作る場合には、それこそ先ほどの緑化の助成金などを活用して、効果的に緑を設けた場合に、なにかご褒美制度のようなものができないでしょうか。大きな家に1本シンボルツリーがあるのもいいですが、もっと効果的な活用方法があるのではと思います。

○幣原委員：そもそも対象になるような、狭小の100㎡未満の宅地はどのくらいあるのですか。

○盛岡会長：資料の12ページですか。今は合計40ほどですね。

○幣原委員：今現在のボリュームは、それほど多くないということですね。

○山崎委員：これからはどうですか。増えるかもわかりませんよね。

○砂田参事：このなかで建替えはできますが、これからは新しく170㎡より小さい宅地はできません。

○幣原委員：いまあるところは建替えことはできるけれども、新たに小さな宅地は増えないということですね。このボリュームからすれば、これが全体に恐ろしく大きな影響を与えるかといえば、正直なところ、どうなのかなとは思いますが。

私の住んでいるところは、すごく狭小住宅で、敷地の周りの余裕がなく、裏へまわるにはかなり狭いところを通らなければなりません。一生懸命緑化しようと花の鉢を家の前に置いているのですが、裏へまわるには鉢をどかして通らなければならない状況です。家の形によっては低木でも木を植えるのは大変なところもあるでしょうし、我が家もそうですが、家が建て込んでいるところでは日当たりが悪いので、木を植えても枯れてしまう恐れもあります。例えば屋上緑化などプラスのアイデアがあればできるところもあるでしょうが、植栽となると難しい場合もあるかと思っています。

○東主幹：緑の保全地区としては、風致地区と隣接しているところで設けますので、あまり風致地区の考え方とかけはなれた、何でもありという考えは馴染まないのかなと考えております。また、緑の保全地区としてはこういった基準を設けませんが、別にそれ以外に緑を作ってはいけないというのではなく、それぞれの方が工夫して緑を作っていただけるのであれば、それにお任せするというございます。

それから、言葉で説明すると分かりづらいかもしれませんが、例えば10m×10mの100㎡の土地ですと、周囲1mはセットバックしないとイケませんので、36㎡は壁面後退の中にとられてしまいます。建蔽率いっぱい家を40㎡建てて、駐車場を15㎡としますと、これで合計91㎡になります。

さらに細かくいいますと、建蔽率は壁芯で計算するため、実際には壁の厚みの分がぐるっとあるので、それだけでもういっぱいになります。では1mのセットバックの部分で木を植えられるかとなると、少なくとも高木は無理、中木でも辛いかないという状況だと思います。先ほども申しましたように風致地区と似たようなルールとして、地植えという考えのなかではやりにくいのかと考え、住む方の努力にお任せできないかという考え方をさせていただきました。

○盛岡会長：今日は結論を出すというわけではないですが、他にご意見があれば。

○林委員：今の数字ですが、平地であれば駐車場のセットバック分は要りませんよね。駐車場は境界ぎりぎりまでとってもいいですよ。計算上のことですけど。

- 東主幹：ああそうですね。その場合はあと7㎡ほど余裕が出てきますね。
- 林委員：工夫はできると思うのです。今あるものについては、過酷な場合もあるでしょうが、これから建替えをされる場合には、例え8㎡でも5㎡でも緑化をしたことに対するアドバンテージがあればと思います。それはこの制度でなくとも、他の制度を活用したりできるのではないのでしょうか。
- 幣原委員：林先生がおっしゃるように、制限をかけて「やってください」は難しいにしても、ひと工夫で自主的に緑化したいような制度を、強制されるのではなく、工夫して緑を作ることを奨励する制度を合わせて考えていかれてはどうかと思います。
- 盛岡会長：おっしゃるとおりだと思います。ただ事務局的には、ここでは風致地区に隣接するところの緑の保全地区のあり方をご審議くださいということになっていますので。  
そうではなくて、地域全体で緑を育てていくための方法を考えていくのであれば、狭小宅地であっても自主的に取り組めるようなメニューを、一方で他にあることを示すことも大事ではないかと、こういうことですね。
- 山崎委員：私もそう思います。一生懸命、四角の図を書いて家の面積を計算して、残りはこれだけだからと強調しておられるよりは、何とか工夫して、緑を取り入れることを考えていただければと思います。
- 東主幹：そういうことで、緑の保全地区としてはこれで進めさせていただいて、他の方法で補填できるところは補填することを考えるということで、よろしいでしょうか。
- 盛岡会長：受け手側としては「これはこれ」ではなく、「併せて」になりますので、情報もいろいろ示してください。よろしくおねがいします。

## 6 閉会

- 盛岡会長：本日は実質的な審議に入った訳ではありませんが、いろいろご議論いただきありがとうございました。私どもは、来年2月までは注意深くこの推移を見守らせていただくことにしましょう。では、本日の議題はこれで終了いたしました。事務局から何か連絡事項などございますか。
- 森位課長補佐：先ほど緑の保全地区のスケジュールの説明がありましたように、この後案の縦覧を経て、次回の審議会でご審議いただくこととなります。来年2月頃を予定しておりますので、また改めまして日程調整をさせていただきたいと思います。
- 盛岡会長：委員の皆様がたには長時間ありがとうございました。これをもって閉会させていただきます。